

安全運転の実技指導の内容の公表（初任運転者）

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」（国土交通省告示第1089号）により、一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表するものです。

教育期間：入社後、見極め試験で合格するまでの期間実施するものとする
教育担当者：安全統括運行管理者・貸切バス運転経歴10年以上のドライバー
教育使用車種：大型貸切バス

初任運転者に対する特別の指導の内容

机上教育 10 時間以上

- 1 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
 - 2 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
 - 3 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
 - 4 危険の予測及び回避
 - 5 安全性の向上を図るための措置を備える貸切バスの適切な運転方法
 - 6 ドライブレコーダー映像指導
- ※Web 講座 グッドラーニングを活用
- 7 安全運転の実技指導 20 時間以上

基本的には定期運行エリアを中心に運行します。

走行しやすい区間から運転を始め、徐々に難易度をあげて、実技教育を進めます。

初任運転者本人が運転し、指導者が即乗して指導します。

必要に応じて指導者が運転します。

安全運転の技術実施ルート（一部抜粋）

東広島（定期）コース	本社車庫＝西条駅＝吉川地区＝本社車庫
広島市内（定番）コース	本社車庫＝広島駅＝平和公園＝宮島＝本社車庫
岩国（高速）コース	本社車庫＝錦帯橋＝柳井＝本社車庫